

## 健診結果等の事業主との共同利用について

### はじめに

超少子高齢化社会を迎える我が国では、日本再興戦略において「国民一人ひとりの健康寿命の延伸」を目標のひとつに掲げ、「健やかに生活し、老いることができる社会」の実現を目指しています。これを受け、経済団体、医療団体、保険者などの民間組織や自治体は互いに連携し合い、職場、地域で具体的な対応策を講じることが求められています。

今後、「従業員の健康寿命の延伸」を目指すべく、事業主と健保組合との連携（コラボヘルス）をより一層推進し、効率的かつ効果的な事業の実施に向けて、健診結果・医療費分析データ等の情報を事業主と健保組合で共有・活用することとなりますので、※個人情報の保護に関する法律第23条第5項に基づき下記のとおり、お知らせいたします。

（参考）個人情報の保護に関する法律

（第三者提供の制限）第23条

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

—中略—

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。



#### 1. 共同事業で個人データを利用する趣旨

各種健診結果に基づく事後指導を効果的に行う

#### 2. 共同して利用する個人データの項目

健診受診者の「氏名」「生年月日」「住所」「電話番号」「事業所名」「所属」「健診受診日」「健診項目」「健診実施機関名」「健診実施機関所在地」「所見」等

### 3. 個人データを取り扱う人の範囲

当組合・・・健康指導課

被保険者が加入する事業所・・・事業主、健康管理事務の担当者又は産業保健専門職

### 4. 取り扱う者の利用目的

健診結果の確認、事後指導の実施、高リスク保有者に対する医療機関への受診勧奨

### 5. データ管理責任者の氏名または名称

当組合・・・個人情報取扱責任者

被保険者が加入する事業所・・・当該事業所の健康診査データの管理責任者

### 6. 個人情報の利用停止の手続きについて

個人データを共同して利用されることに同意されない場合は、健保組合までお申し出ください。  
ただし、労働安全衛生規則第 44 条に掲げる健診項目は、労働安全衛生法上の法定項目であるため、この手続きの対象とはなりません。

## 最後に

各人が心身ともに健全な生活を送るために、会社・健保の健康施策を活用して下さい。あわせて、医師や看護職の指導に従い、生活習慣病予防、重症化防止に取り組みましょう。また、健康診断を受診することは、生活習慣病はもとより癌の早期発見など、ご自身の命を守ることにつながります。みなさまとご家族のためにも年に1度は必ず健康診断・人間ドックを受けましょう。

